

青森県報

第四千二号

平成二十七年
六月一日
(月曜日)

目次

訓 令

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令……………(地域産業課) ……一

告 示

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の規定による閲覧等の場所……………(県民生活文化課) ……二

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……二

公 告

争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発課) ……四

青森県農林水産部車両貸借に係る一般競争入札……………(農林水産政策課) ……四

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……六

建設業者の許可の取消し……………(県北地域局) ……六

……………(県北地域局) ……七

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(県北地域局) ……七

……………(県民局) ……七

……………(県民局) ……七

右 同……………(県北地域局) ……七

教育委員会

平成二十七年年度教科書展示会の時期及び場所……………(学校教育課) ……八

監査委員

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……九

訓 令

青森県訓令第十一号

庁 中 一 般
中 南 地 域 県 民 局

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県津軽手わざ職人流通機能強化費補助金の交付に関する事務の中南地域県民局長への委任等に関する規程(平成二十六年九月青森県訓令第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年度津軽手わざ職人流通機能強化費補助金交付要綱(平成二十六年七月二日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 平成二十六年度津軽手わざ職人流通機能強化費補助金交付要綱(平成二十六年七月二日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に関する規則(昭和

四十五年三月青森県規則第十号)及び同要綱の施行に關すること。
 二 平成二十七年津軽手わざ職人流通機能強化費補助金交付要綱(平成二十七年五月十一日制定)に基づく補助金に係る青森県補助金等の交付に關する規則及び同要綱の施行に關すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百九十九号

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則(平成二十七年五月青森県規則第二十六号)第三十六条第二項の規定に基づき、閲覧等の場所を次のとおり定める。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市長島一丁目の一 青森県環境生活部県民生活文化課

青森県告示第四百号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十七年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川(笹内川)	皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
水源かん養保安林			一、四二一・七二

岩木川下流	岩木川上流	平川	浅瀬石川	今別川(蟹田川)	青森地区	下北東部	下北西部	上北地区	七戸川	奥入瀬川	馬淵川下流	新井田川	中村川(笹内川)	岩木川下流	岩木川上流	平川
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	土砂流出防備保安林	"	"	"
五一〇・八六	九八八・四二	四二九・六六	六六八・三一	一、〇二一・五五	七六五・三七	一、二九五・六五	九六八・七五	一五六・六八	六三九・六七	四六六・一四	九四四・一六	一五八・〇七	一八一・〇二	三〇九・六二	七・四〇	四〇・六八

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二三	二三・一六	六・二〇	六・一四	〇・一八	九五・六一	九一・七四	一・一四	八〇・三四	二四・四八	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六	七五・二一

上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃
〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八一	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・二六	三・二八	一六・七六	一二五・四一	二・八四	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

三戸市	三沢市	十和田市	上北郡おいらせ町	北津軽郡中泊町	東津軽郡外ヶ浜町	青森市	東津軽郡平内町	下北郡大間町	むつ市	上北郡東北町	上北郡七戸町	十和田市	三沢市	上北郡六ヶ所村	八戸市	三戸郡階上町	三戸郡三戸町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・七〇	〇・二四	〇・〇二	二・四〇	〇・〇八	一・七六	一〇二・九四	三・六〇	三〇・〇二	〇・三八	二・八〇	〇・〇〇	三・二六	四八・二八	一・〇〇	三・八四	九・三二	

三戸郡南部町	〃	八・六四
津軽地区	保健保安林	一五五・六二
南部地区	〃	八一・六四

公 告

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長田村政雄から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的
 - 二〇一五年夏期組合要求の前進および実現
- 二 争議行為をなす日時
 - 平成二十七年六月三日午前零時より受結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所
 - 八戸赤十字病院の全職場、または一部
- 四 争議行為の概要
 - 右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用して行う。

青森県農林水産部車両貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

青森県農林水産部車両 一式

二 賃貸借期間

平成二十七年十月一日から平成三十二年九月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

三 納入期限及び配置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、Aの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する自動車については、県が示した仕様を満たすこと及び保守・修繕の体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に関係資料を添えて、青森県農林水産部農林水産政策課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができな

いものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

4 提出期限
平成二十七年七月三日 午後五時

5 提出場所
青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ
電話 〇一七 七三四 九四六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県農林水産部農林水産政策課経理グループ
電話 〇一七 七三四 九四六〇

2 入札書の提出期限
平成二十七年七月十三日 午後五時

3 開札の場所及び日時
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎南棟五階農林水産部会議室

平成二十七年七月十五日 午前十時

七 入札保証金に関する事項
青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条第一項第二

号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項
入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法
賃貸借に係る仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十七年の契約金額とする。ただし、平成二十八年から平成三十一年度までの各年度の契約金額は落札価格に二を乗じた額とし、平成三十二年の契約金額は落札価格と同額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be leased:

(1) Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries
Aomori Prefectural Government
Vehicle: I set

(2) Specifications of other lease articles: According to tender documentation

2 Deadline for tender:

5:00 p.m. July 13 2015

3 Contact for the notice:

Agriculture, Forestry, and Fisheries
Policy Division
Department of Agriculture,
Forestry, and Fisheries
Aomori Prefectural Government
1-1-1, Nagashima
Aomori City, Aomori
030-8570 JAPAN
TEL 017-734-9460

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、庄内第5地区の県営土地改良事業（通作条件整備事業（半島基幹）（農道整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年六月二日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

六ヶ所村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社内山重機土木
- 二 代表者の氏名 内山 ミチ子
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市桜町二丁目七の二三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一七九七号
- 五 取消年月日 平成二十七年四月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 磯沼建設株式会社
 - 二 代表者の氏名 磯沼 睦夫
 - 三 主たる営業所の所在地 むつ市若松町二の四五
 - 四 許可番号 青森県知事許可(特 二三)第二一四四号
 - 五 取消年月日 平成二十七年四月二十七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業、管工事業に係る特定建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成二十七年四月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月一日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月一日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月一日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、滝沢平土地改良区の定款の変更を平成二十七年五月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年六月一日

上北地域県民局長 山 田 裕

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第四号

平成二十七年年度教科書展示会の開催時期、場所等を次のとおり定めたので、教科書

の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第十一条の規定により告示する。

平成二十七年六月一日

青森県教育委員会

番号	教科書センター名称	展示教科書	所在地及び使用する施設の名称	管理責任者氏名	予備展示期間及び時間	法定展示期間及び時間
1	東青教科書センター 同 今 別 分 館	小学校 高等学校	青森市栄町二丁目一〇の二〇 青森市教育研修センター 東津軽郡今別町大字山崎字山崎一〇八の二 今別町立今別中学校	石岡 篤実 太田 暁		六月十九日から七月八日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から午後四時まで
2	中弘教科書センター	小学校 高等学校	弘前市大字宮園一丁目五の二 弘前市立時敏小学校	白戸 久士		北五教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで ただし、 北五教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで
3	南黒教科書センター	小学校	平川市南田中北原一〇の二 平川市立金田小学校	明本 募		北五教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで
4	北五教科書センター 同 小 泊 分 館	小学校 高等学校	五所川原市大字新宮字岡田一六一 五所川原市立五所川原小学校 北津軽郡中泊町大字小泊字砂山一〇七六の一 中泊町立小泊小学校	阿彦 正弘 米塚 鈴子		北五教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで
5	西教科書センター 同 深 浦 分 館	小学校	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜一九〇 西津軽郡深浦町大字深浦字座野六〇 深浦町立深浦中学校	佐藤 和俊 齋藤 仁志		西教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで
6	十和田教科書センター	小学校	十和田市東三番町三六の一 十和田市立三本木小学校	福寿 邦彦		西教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで
7	野辺地教科書センター	小学校	上北郡野辺地町字寺ノ沢四二の四 野辺地町立野辺地小学校	蛭名 文導		西教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで
8	下北教科書センター	小学校 高等学校	むつ市桜木町一九の一 むつ市立大湊中学校	関 道雄		西教科書センターは、六月二十六日午後一時から午後九時まで

10	同 五 戸 分 館	同 学 校	三 戸 郡 五 戸 町 字 天 満 後 二 一 一 五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	丸 屋 光 子		下 北 教 科 書 セ ン タ ー 大 間 分 館
9	八 戸 教 科 書 セ ン タ ー	中 学 校	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 田 字 関 根 四 一 一 三 戸 郡 三 戸 町 字 天 満 後 二 一 一 五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	友 田 博 文		下 北 教 科 書 セ ン タ ー 大 間 分 館
	三 戸 教 科 書 セ ン タ ー	中 学 校	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 田 字 関 根 四 一 一 三 戸 郡 三 戸 町 字 天 満 後 二 一 一 五 戸 町 立 五 戸 小 学 校	原 寿	六 月 二 日 从 六 月 九 日 以 来 (土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く) 午 前 九 時 从 午 後 五 時 以 来	下 北 教 科 書 セ ン タ ー 大 間 分 館
	同 大 間 分 館	中 学 校	下 北 郡 大 間 町 大 字 大 間 字 狼 丁 三 七 一 一 大 間 町 立 大 間 小 学 校	山 口 順 子	七 月 九 日 午 前 九 時 从 午 後 四 時 以 来	下 北 郡 大 間 町 大 字 大 間 字 狼 丁 三 七 一 一 大 間 町 立 大 間 小 学 校

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月一日

- 青森県監査委員 泉 山 哲 章
- 青森県監査委員 元 木 篤 子
- 青森県監査委員 夏 堀 浩 一
- 青森県監査委員 沼 尾 啓 一

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
倉 成 磨	青森県八戸市大字本徒土町三の三
宮 下 宗 久	青森県八戸市一番町二丁目六の二五
鳩 健 二	青森県八戸市諏訪二丁目一八の二〇パルコ諏訪一〇一

荒 谷 祐 介 岩手県盛岡市盛岡駅前通二の二〇の三〇六

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成二十七年六月一日から平成二十八年三月三十一日まで

は 午 前 九 時 以 来 午 後 一 時 以 来 午 前 九 時 以 来 午 後 四 時 以 来 六 月 二 日 从 六 月 九 日 以 来 (土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く) 午 前 九 時 从 午 後 五 時 以 来 下 北 教 科 書 セ ン タ ー 大 間 分 館 七 月 一 日 以 来 七 月 九 日 以 来 (土 曜 日 及 び 日 曜 日 を 除 く) 午 前 九 時 从 午 後 五 時 以 来

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭